

令和5年第3回矢巾町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和5年3月20日(月)13時30分～15時38分

2 開催場所 矢巾町役場 2階 2-2会議室

3 出席委員 (15名)

会長	16番	中川和則
会長職務代理者	15番	佐々木昭英
委員	1番	金子忠博
委員	2番	佐々木達也
委員	4番	白澤克美
委員	5番	熊谷洋司
委員	6番	川村良道
委員	7番	川村和男
委員	8番	佐々木博
委員	9番	星川忠博
委員	10番	藤原幸藏
委員	11番	佐藤俊孝
委員	12番	高原弘明
委員	13番	阿部江利子
委員	14番	白澤和実
(欠席委員)	3番	高橋かおる

4 議事日程

- 日程第1 議事録署名委員の指名
- 日程第2 会議録書記の指名
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 業務の経過報告
- 日程第5 報告第1号 農地法第3条の3の規定による農地の相続届出について
- 日程第6 報告第2号 使用貸借解約通知について
- 日程第7 報告第3号 農地法第18条の規定による農地の合意解約について
- 日程第8 報告第4号 転用許可等不要農地の現状変更届出について
- 日程第9 報告第5号 転用許可等不要農地の現状変更完了届出について
- 日程第10 議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請に対する許否決定について
- 日程第11 議案第2号 農地法第5条の規定による農地の転用を伴う使用貸借権設定許可申請に対する意見決定について
- 日程第12 議案第3号 農地転用事業計画変更申請に対する意見決定について
- 日程第13 議案第4号 農用地利用集積計画に対する意見決定について
- 日程第14 議案第5号 令和5年度農作業標準賃金の設定について
- 日程第15 議案第6号 農業委員会事務局職員の任免の許否決定について

## 5 説明員

### 農業委員会事務局

事務局長 鎌 田 順 子

主任主事 藤 原 佳芳里

主事 鈴 森 玲 香（産業観光課主事併任）

### 会議の概要

議長

それでは、会議に先立ちまして皆様にお知らせいたします。

本日の総会にあたり、事前に議案書を送付しております。

新型コロナウイルス感染症対策のため、議案の朗読は表題のみとし、時間を短縮して進めてまいります。

質問、意見や討論等、発言の際は、挙手により発言の意思表示をお願いいたします。また、発言を許された方は、議席番号と氏名を述べたうえで発言くださるよう、よろしくをお願いいたします。

本日の出席委員は15名であります。

定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。なお、3番高橋かおる委員から欠席する旨連絡がありましたので、お知らせいたします。

ただいまから、令和5年第3回矢巾町農業委員総会を開会いたします。

それでは、あらかじめ皆様にお配りしている日程に従いまして、進めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長

異議なしということで、日程に従いまして進めてまいります。

日程第1、議事録署名委員の指名についてですが、当職より指名することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長

異議なしの声でありますので、それでは、当職より指名いたします。12番高原弘明委員、13番阿部江利子委員、14番白澤和実委員をお願いいたします。

日程第2、会議書記の指名ですが、当職より指名することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長

異議なしの声でありますので、それでは、当職より指名いたします。農業委員会事務局の鈴森玲香主事にお願いいたします。

日程第3、会期の決定ですが、本日1日とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長

異議なしの声でありますので、それでは、本日1日といたします。

日程第4、業務の経過報告ですが、別紙により、当職よりご報告いたします。

議長

3月3日、令和5年矢巾町議会定例会3月会議が開催され、私と事務局長が出席いたしました。7日、同じく町議会定例会3月会議が開催され、私と事務局長が出席しております。

8日、あっせん事業は熊谷洋司委員、高橋かおる委員、白澤和実委員が対応しております。

10日、地域計画策定に係る説明会が、室岡地区で実施されております。白澤克美委員、高原弘明委員、佐々木博委員、星川忠博委員が出席いたしました。

14日、農政経済専門委員会が開催され、農政経済専門委員が対応しております。

15日、あっせん会議については、五役、事務局で行われております。

16日、農地転用現地調査が実施されております。藤原幸藏委員、佐藤俊孝委員、佐々木博委員、事務局で対応いたしました。

同じく16日、令和5年矢巾町議会定例会3月会議が行われております。それに対しても私と事務局長が対応しております。本日20日、令和5年第3回矢巾町農業委員会総会が開催されております。

以上報告とさせていただきます。

質疑ございましたら挙手願います。

佐藤俊孝委員

はい、議長。

議長

はい、11番、佐藤俊孝委員。

佐藤俊孝委員

はい、11番、佐藤です。

3日、7日に行われました町議会の3月議会について、会長と事務局長が出席されました。この内容につきまして、事前質問があって、それに五役、中立委員が対応して内容検討した経緯がございます。

ただし、その回答のキーワード的などころまでの中身については処理したものの、当日の答弁すべき内容については、会長等からその報告もございませんでした。誠に遺憾だなというふうに感じます。

特にも今回、会長が答弁された内容が、3日と7日にあったわけですから、その議事日程やら、質問、答弁内容やらを、各委員さんにお知らせしておくべきことだろうというふうに思います。

今申し上げてる中身は、昨年の6月議会、並びに9月議会にも同様のことを申し上げ、十分な対応をして、我々農業委員会の代表として会長に答弁していただくということを繰り返し申し上げております。

でも残念ながら、またこのような結果になったことは、ぜひ改めていただければなというふうを感じる次第です。

佐藤俊孝委員

当日質問あった内容と会長が答えた内容、それから、再質問について、ある人から又聞きした内容ですが、地域計画、目標地図の内容も質問があったと伺いました。その回答には、産業観光課長が対応されたように聞きましたが、地域計画においては、担当委員がその地区ごとにそれぞれ十分対応してきたこともあり、さらには、農業委員会の業務である目標地図の作成は、法律で決まって私どもが作成しなくてはならないことであります。

それに対して、残念ながら、事務局長が再質問の中で答弁されてないと伺いました。その辺について、もう少し詳細なことがあるのであれば、私らに情報共有いただければなというふうに思います。以上です。

議長

皆さんに答弁書の内容をお示ししなかったというのは私の不徳の致すところです。大変申し訳ございませんでした。

今後、そういったことのないように、対応していきたいと思いますので、よろしくお願いします。

藤原幸藏委員

はい、議長。

議長

はい。10番、藤原幸藏委員。

藤原幸藏委員

はい、10番、藤原です。

同様の質問なんですけども、議員さんの方から、どういう質問がなされて、それに対して、会長としてどういう答弁をされたのか、簡単で結構ですので、ちょっと紹介をしていただきたいと思います。

議長

議会答弁の内容については全員協議会でお示ししたいと思いますが、よろしいですか。

藤原幸藏委員

はい、いいです。

議長

他に質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

では、次に進みます。

日程第5、報告第1号農地法第3条の規定による農地の相続届についてを議題といたします。議題について事務局より朗読させます。

(議案第1号 朗読)

議長

補足説明を許します。

事務局

はい、議長。

議長

はい、事務局。

事務局

事務局より、報告第1号について補足説明させていただきます。

番号5番につきまして、相続人が町外の方となっておりますが、紫波町在住者であり、通作可能な距離であるため、遊休農地には繋がらないものと考えております。以上でございます。

議長

それでは、質疑がありましたら、挙手願います。

佐藤俊孝委員

はい、議長。

議長

はい、11番、佐藤俊孝委員。

佐藤俊孝委員 はい、11番、佐藤です。  
番号1番、●●●●さんでよろしいでしょうか。この方が権利を取得した日が平成20年4月とあります。現時点まで時間を要しているようですが、何か事情があったのでしょうか、その辺をお知らせください。

事務局 はい、議長。  
議長 はい、事務局。  
事務局

11番、佐藤委員のご質問にお答えいたします。こちらの方、今回相続したということで届け出されましたが、推定被相続人は、この方のお兄様です。

そのお兄様が、本来所有すべきものと相続すべき土地自体の相続が未相続のままでしたので、お兄様が亡くなった時点で、先代から引き受けるものが一切解決していないという状態の方でございました。

それが二代前の方のものまで残っていたという状況になっており、しかも被相続人であるお兄様のご兄弟、相続関係人と思われる方、全てが既に亡くなってしまっており権利の確定に今まで非常に時間がかかっていたという案件でございます。そのため、今まで未相続ということになっておりました。

今回、農業者年金の未支給請求の関係でどうしてもそのところをはっきりさせる必要もございまして、妹様にあたります方が動いてくださって、相続の関係がやっと解決したということになってございます。以上でございます。

議長 よろしいですか。  
佐藤俊孝委員 はい、結構です。  
議長 他に質疑ございませんか。  
(「なし」の声あり)  
議長 では、次に進みます。  
日程第6、報告第2号使用貸借解約通知についてを議題といたします。議題について事務局より朗読させます。  
(報告第2号 朗読)  
議長 補足説明を許します。  
事務局 はい、議長。  
議長 はい、事務局。  
事務局 報告第2号について補足説明させていただきます。番号1番の案件につきましては、市街化区域編入に伴い、開発予定のため解約するものとなっております。以上でございます。

議長 それでは、質疑がございましたら挙手願います。質疑ございませんか。  
(「なし」の声あり)  
議長 質疑なしと認めます。  
では次に進みます。

議長 日程第7、報告第3号農地法第18条の規定による農地の合意解約についてを議題といたします。議題については、事務局より朗読させます。

(報告第3号 朗読)

議長 補足説明を許します。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 事務局より報告第3号について補足説明させていただきます。

番号1の案件につきましては所有者が今後は自ら耕作したいとの要望により、解約するものとなっております。続きまして、番号2番につきましては、市街化区域編入に伴い、開発予定となっているため、解約するものとなっております。以上でございます。

議長 それでは質疑がございましたら挙手願います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

では、次に進みます。

日程第8、報告第4号転用許可等不要農地の現状変更届出についてを議題といたします。議題については事務局より朗読させます。

(報告第4号 朗読)

議長 補足説明を許します。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 事務局より、報告第4号について補足説明させていただきます。

こちらの案件につきましては、現在、畑として利用されているため、現状変更届出を提出していただいたものとなっております。当該農地は現在、道路と宅地に囲まれており、畑として利用されております。以上でございます。

議長 それでは、質疑がありましたら挙手願います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり。)

議長 質疑なしと認めます。

次に進みます。

日程第9、報告第5号、転用許可等不要農地の現状変更完了届出についてを議題といたします。議題については、事務局より朗読させます。

(報告第5号 朗読)

議長 補足説明を許します。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 事務局より報告第5号につきまして補足説明させていただきます。こちらは報告第4号の案件について、既に現況が畑となっているため、受理通知と同日付けで完了届を提出頂いたものでございます。

議長 それでは、質疑がありましたら挙手願います。

白澤克美委員 はい、議長。  
議長 はい、4番、白澤克美委員。  
白澤克美委員 はい、4番、白澤です。  
報告5号について、相続者と土地の表示の住所が同じになってるんですが、記載誤りじゃないかなと思うんですが、どうでしょうか。

事務局 はい、議長。  
議長 はい、事務局。  
事務局 4番白澤克美委員のご質問にお答えいたします。  
申し訳ありません。届出者の住所につきましては、高田●●●●●●●●が正しいものですので、資料の訂正をお願いいたします。

議長 よろしいですか。  
白澤克美委員 はい。  
議長 それではその他質疑がございましたら、挙手願います。  
(「なし」の声あり)  
議長 それでは質疑なしと認めます。  
それでは次に進みます。  
日程第10、議案第1号農地法第3条の規定による所有権移転許可申請に対する許否決定についてを議題といたします。議題について、事務局に朗読させます。  
(議案第1号 朗読)

議長 補足説明を許します。  
事務局 はい、議長。  
議長 はい、事務局。  
事務局 事務局より議案第1号について補足説明させていただきます。  
お手元の別添、農地法第3条の調査書をご覧くださいと思います。事前にお送りしているものでございます。こちらに3条許可要件が記載されております。番号1番から5番につきまして、これにより、農地法第3条第2項の各号に該当していないと思われることから、許可要件の全てを満たしているものと考えます。  
番号1番につきまして、現在の所有者の希望により売買するものとなっております。当該農地が譲受人の耕作農地と隣接しているため、譲受人に所有権移転するものです。  
続きまして、番号2番につきまして、現在の所有者の希望により売買するものとなっております。10アール当たりの売買価格が他より低くなっておりますが、こちらにつきましては、譲受人は農地の他に宅地も所有しており、譲受人が宅地と農地を一括で購入予定であるため、農地部分のみの価格としてはこのような金額となっております。

事務局 続きますして番号3番から6番につきまして、こちらは譲受人が現在も耕作している農地について、贈与により、所有権移転するものとなっております。譲渡人は譲受人の親族であり、耕作している村松氏に所有権を渡したいとの要望により申請をいただいたものとなっております。以上でございます。

議長 それでは質疑に入ります。  
質疑がございましたら挙手願います。

川村和男委員 はい、議長。

議長 はい、7番、川村和男委員。

川村和男委員 はい、7番、川村です。  
1番について、譲受人は●●●さんですが、この方は農業者ですか。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 7番、川村和男委員のご質問にお答えいたします。  
譲受人である●●●さんにつきましては、盛岡市に在住しておりますが、矢巾町に農地をお持ちで、矢巾町の農地を耕作している農業者となっております。以上でございます。

議長 はい、よろしいですか。

川村和男委員 はい。

議長 他に質疑がございましたら、挙手願います。

白澤和実委員 はい、議長。

議長 はい、14番、白澤和実委員。

白澤和実委員 はい、14番、白澤です。  
1番について、経営条件になんで記載されていないのか。借りた面積も普通は記載するのに、これは農業者になるのか。耕作面積、借りた畑が11アール、自分の畑が40アール。畑しか耕作していない人に田んぼを所有権移転して大丈夫か。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 14番、白澤和実委員のご質問にお答えいたします。  
今回の所有権移転の農地につきましては、登記地目は田んぼでございますが、現状としましては、すべて畑でございます、全て一括で畑としての耕作を考えているものでございます。作付作物としましては、里芋、ジャガイモ、枝豆を耕作している耕種農家と判断しております。以上でございます。

川村和男委員 はい、議長。

議長 はい、7番、川村和男委員。



川村和男委員 はい、7番、川村です。ちょっと気になるのは、地元なので、私も耕作者の姿は見るが、本当に農業しているのかが疑問なんです。だから、その人が田をさらに買うということになると、道具を持ってるのかなということと、ただ土地が欲しくて購入するのではないか。時々見かけるんですけども、お会いして話をしたこともないし、本当に農業者なのかなと思ったりして。ちょっと今聞いたところです。

熊谷洋司委員 はい、議長。

議長 はい、5番、熊谷委員。

熊谷洋司委員 はい、5番、熊谷です。畑が4反歩だけど、5反歩要件には抵触しませんか。借りてる田んぼは関係ないですよ。これも含めて良いんですか。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局

7番、川村和男委員、5番、熊谷洋司委員のご質問にお答えいたします。

この案件につきましては、所有者であります●●●さんの方から、●●さんの方に自分の農地を購入してほしいという話がありまして、隣接する農地を所有されていた●●さんが購入する経緯となっております。

5反歩要件につきましては、現在、所有している農地が4反歩、借りているところが1反歩ということで、それ自体で5反歩を超えております。また、今回購入する農地も合わせますと、約7反歩となります。このことから、条件には抵触しないものと考えております。

以上でございます。

議長 川村委員、よろしいでしょうか。

川村和男委員 はい。

阿部江利子委員 はい、議長。

議長 はい、13番、阿部江利子委員。

阿部江利子委員 はい、13番、阿部です。ちょっと確認したいんですが、私は野菜を耕作しているのでよくわかるんですけど、5反歩を耕作するとかなりの販売金額になるんですけども、本当に販売してる実績を確認できるものなんでしょうか。確認はしなくてもいいものでしょうか。

ただ単に本当に先ほどからいろんな意見があるように、土地を所有したくて、持ってるけれども実際は耕作していなくて、荒れない程度に耕起だけして、さらに取得するっていうような、要するに耕作の実態のないような所有者になってる可能性はないでしょうか。遊休農地になる危険性もあるので、確認したほうがいいのかと思うんです。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 13番、阿部江利子委員のご質問にお答えいたします。申請時につきましては、販売の実績についてまでは確認しておりませんが、申請書には耕作している農地、また新たに所有する農地について、何を耕作するのかという営農計画は、記入いただいております。営農計画書には、全て問題なく耕作されるものとして書かれております。

議長 よろしいですか。  
他に質疑がございましたら、挙手願います。

佐藤俊孝委員 はい、議長。

議長 はい、11番、佐藤俊孝委員。

佐藤俊孝委員 はい、11番、佐藤です。今、阿部江利子委員の質問に対しての回答内容を聞いてて、確実性というところをどのように担保するんだろうなというふうに感じます。現在の所有面積に新たに1反7畝ほど足すと、7反弱ぐらいの面積になるわけですよ。それが公務員兼農業って書いてる方が、本当にやっていけるのか、というところが疑問なんです。

どのような作目を選ぶかによって投下労働力がだいぶ異なるかとは思いますが、畑の7反歩と言ったら半端じゃないなっていうような気がする。やっぱり少し、その確実性を確認してみたらいかがでしょうか。そうすると疑義が晴れるやに感じます。以上です。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 11番、佐藤俊孝委員のご質問にお答えいたします。現状の農地法の第3条の許可については5反歩要件を検討材料としておりますが、今後につきましては5反歩要件がなくなるということですので、今後の確実性につきましてはどちらに販売しているか等も含めて確認の必要があり、出てくるものかと思えます。

議長 よろしいですか。

佐藤俊孝委員 今の話は、今後、確認しますよっていう回答ですか。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 11番、佐藤俊孝委員のご質問にお答えいたします。現行の制度上は販路までの確認は不要とされていたものでございますが、今後、農地法3条を認めるにあたり必要となれば、確認が必要と考えております。

佐藤俊孝委員 私の質問内容が悪いかもしれません。もう一度お話ししますが、この1番の方の営農の実態や、これから1反7畝を取得した後の、営農の状況やら、いろいろ疑義を挟む点があった。皆さんがそういうふうに見てらっしゃる。

その疑義に対して、確認して報告する必要があるではないかというのが最初の私の質問の趣旨なんです。そうすれば皆さん、なるほどねと納得されることが出てくるように感じる場所があるから、その辺の疑義を払拭させたらいかがでしょうかということが質問の主旨の内容です。

議長 今の件に関して確認事項がございますので、休憩いたします。  
(14:08 休憩)  
(14:21 再開)

議長 それでは再開いたします。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 11番、佐藤委員のご質問にお答えいたします。譲受人にご連絡して確認したところ、現在も耕作をされているということでしたが、販路等はなく、販売はしていないそうです。作物については、親戚や友人にあげているような状態ということです。耕作物につきましては、さつまいも、里芋、ジャガイモ、ブルーベリー、ラズベリー、トマトを耕作しているということです。現在でも耕作されて、作物が取れているので、今は販路はないということですが、今後は通信販売も考えているというお話でございました。以上でございます。

議長 よろしいですか。

佐藤俊孝委員 はい、議長。

議長 はい、11番、佐藤俊孝委員。

佐藤俊孝委員 はい、11番、佐藤です。一番近くにいる委員さんに今の営農状況について、ご感想を聞きたいと思います。

川村和男委員 はい、議長。

議長 はい、7番、川村和男委員。

川村和男委員 はい、7番、川村です。私、すぐ近くなんだけど、トラクター1台、25馬力ぐらいのしかない。畑を耕してるだけで、家庭菜園ぐらいはやってるかなとは思ってたけど、販売もしていないのに、また次を買うのかなと。

国道4号、南道路のすぐそばで、土地買いみたいな感じもするから、本当賛成してもいいのかな。ここで賛成しても、なかなか買う人がいない時代に、買ってもらう人はありがたいと思うんだけど、たまたまこの所有者の●●●●●●さんという人はお父さんが亡くなって相続したと思うんですよ。耕作する見込みもないというので、売却ということにしたんだと思います。

この亡くなったお父さんは下矢次団地で畜産やっていたが、農地を売りに出した。その畑をこの●●●●●●さんが購入した。で、その隣の農地なんです。農業をやってそうもないのに、果たしてここで認めてもいいのかなというところですよ。本当に農業をやるっていうので買うのではないんじゃないかなと思います。

認めて良いか悪いかは、そういうところの農地です。だからちょっと怪しいなっていうのは、多分このところ、農地が隣どうしなんですよね。だから多分、この●●●●●●さんがお願いしたんだと思います。買ってくれと。

川村和男委員　　もう本人も耕作していないし、売ろうと思っても誰も買う人がいないから隣の人に売るっていう話なんですけど、このまま認めれば、またその人の土地が増えて、おそらく耕作はしないとは思いますが。本当の農業者なのかなど思ったんです。多分、農業としてやる予定はない。

　　おそらく土地が欲しいだけ、道路に隣接するところなんです。そこを購入すれば、道路に直接出られるようになる。だからもし何かで土地が値上がりして、売る場合に都合がいいと思うんですよね。それを皆さんが認めてもいいっていうならば、認めるしかない。

議長　　今、7番川村和男委員から情報提供ありました。この1番の案件に関しては、皆さんの判断になります。他に何か質疑ございますか。

佐々木博委員　　はい、議長。

議長　　はい、8番、佐々木博委員。

佐々木博委員　　番号1番の件なんですけども、譲受人の経営状況で、畑4反歩あるということですが、これは、譲受人である●●●さんの住所の近くにある畑なのでしょうか。その畑では何を耕作しているのでしょうか。

事務局　　はい、議長。

議長　　はい、事務局。

事務局　　8番佐々木博委員のご質問にお答えいたします。番号1の案件につきまして、譲受人の所有する農地は今回の申請地の北側にあります。こちらの農地で現在も、先ほどお伝えした通りサツマイモ、里芋、じゃがいも、枝豆、ブルーベリー、ラズベリー、トマトを耕作しているということでお話を聞いております。

議長　　よろしいですか。

佐々木博委員　　はい、議長。

議長　　はい、8番、佐々木博委員。

佐々木博委員　　はい、8番佐々木です。わかりました。三ツ割在住ですので、もしかしたら自分の家の周りでリンゴとかやってるのかなというイメージを持ったんですけど、この●●●さんの土地は、矢巾町に全部ありますよってということでよろしいですね。

事務局　　はい、議長。

議長　　はい、事務局。

事務局　　8番佐々木博委員のご質問にお答えします。

　　●●●さんに確認しておりまして、農地は矢巾町にしか所有していないとのことです。

　　先ほど説明した位置関係について、追加説明させていただきます。表に道路もあります。細い道路もあります。ここは市街化調整区域ですけど団地のようになってるのが両側にあるんですけれども、そこのちょっと奥まったところに現在農地をお持ちのようで、この細い道しかないという状況です。

事務局                    なので、先ほど川村和男委員が言ったようにこの農地を手に入れると、前面の道路から入りやすいという位置関係にはなる。ということなので、奥の農地も作業しやすいという利便の意味でも、そこの農地に入りやすいというふうになると、耕作の利便は上がるというふうなことを考えていらっしゃるのかもしれないです。川村和男委員の言う通り、前面の道路からはちょっと入りにくい。

この前面道路に沿ったところが今回手に入れたいということです。団地のところも調整区域ですけど、多分昔から宅地だったと思われるので、開発許可されて団地になってる。なので団地の方の細い道路しかないという状況です。

議長                        他、質疑ございますか。

熊谷洋司委員            はい、議長。

議長                        はい、5番、熊谷洋司委員。

熊谷洋司委員

はい、5番、熊谷です。先ほど事務局の方からですね、今、ラズベリーとかブルーベリーとか、作付しているということなんですがそれであれば、現状でその姿があるはずなんで、その写真を実際耕作した証拠として写真を提供してもらおうとか、それも一つ確認できるけど、ただ、今の川村委員からの話だと、現在は何も耕作してないというような状況なので、齟齬があるので、確認してもらえればなと思いますが、いかがでしょうか。

議長                        1番の案件に関しては、確認事項があり、確認した上で判断しなければいけないので、この案件だけ次回の総会で審議するという形をとってよろしいですか。

白澤和実委員            はい、議長。

議長                        はい、14番、白澤和実委員。

白澤和実委員            はい、14番、白澤です。私も来月の案件とすることに賛成いたします。この土地を1回調査した方がいい。農業委員に見てもらって、報告を受けて、来月議決するというのでどうでしょうか。

議長                        このような意見が出てますので、来月の案件とし、現地確認することよろしいですか。

佐藤俊孝委員            はい、議長。

議長                        はい、11番佐藤俊孝委員。

佐藤俊孝委員            はい、11番、佐藤です。今の内容について確認します。今回の議案1号は1番を取り下げして、2番以降の質問、それから討論をやって採決するという考え方ですか。

議長                        そうです。

議案として、1番は取下げ、来月に現地調査をしたうえで継続審議するというのでよろしいですか。

(「はい」の声あり)

議長                        2番以降で、質疑等ございますか。

議長 (「なし」の声あり)  
質疑なしと認めます。それでは討論に入ります。  
討論ありましたら挙手願います。  
討論ございませんか。

議長 (「なし」の声あり)  
それでは討論なしと認めます。  
それでは挙手により採決に入ります。  
議案第1号、農地法第3条の規定による所有権移転許可申請に対する決定について許可する旨、決するに賛成の委員の挙手を求めます。  
(挙手多数)

議長 挙手多数ですので、許可することに決します。  
事務局 はい、議長。  
議長 はい、事務局。  
事務局 5番の熊谷委員さんからありました通り、今回、継続審議とするにあたって、申請者にその旨お伝えしなければならないと思うのですが、その継続審議の理由というものを整理すべきではないかなと思うんですがどうでしょう。

(「継続審議ということだからということ報告すればよい」との声あり)

事務局 では、そのように取り扱います。  
議長 では次に進みます。  
お諮りいたします。  
日程第11、議案第2号農地法第5条の規定による農地の転用ともなう使用貸借権設定許可申請に対する意見決定について、日程第12議案第3号農地転用事業計画変更申請に対する意見決定については、転用に関する案件でございますので、一括して議題としてもよろしいでしょうか。

議長 (「異議なし」の声あり)  
異議なしの声でありますので、一括して議題といたします。  
日程第11、議案第2号、農地法第5条の規定による農地の転用を伴う使用貸借権設定許可申請に対する意見決定について、日程第12、議案第3号、農地転用事業計画変更申請に対する意見決定についてを議題といたします。議題については、事務局に朗読させます。  
(議案第2・3号 朗読)

議長 補足説明を許します。  
事務局 はい、議長。  
議長 はい、事務局。

事務局

補足説明させていただきます。番号1の案件につきまして、申請位置は、役場南東側、約1.6kmに位置しております。東側は町道西郷線に隣接しております。市街化調整区域内であり、農地の中に宅地が点在しております。番号1の案件につきましては、両親の農業を手伝うため、本家に隣接する農地に農家分家住宅を建てる計画であります。また、農家分家住宅建設にあたって、上下水道管敷設が必要であり、工事のため、一時転用する予定となっております。

続きまして番号2番の案件につきまして、こちらは役場北西側約1.7kmに位置し、北側には町道細谷1号線が隣接しております。市街化調整区域内にあり、農地の中に宅地が点在しております。こちらの案件につきましては、両親の農業を手伝うため、本家周辺の農地を農地転用し、農家分家住宅を建てる計画となっております。

続きまして、議案第3号の方の説明に移らせていただきます。こちらの申請位置は役場の北西側約5.2kmに位置し、東側には町道西部開拓線が隣接しております。市街化調整区域内にあり、農地の中に宅地が点在しております。この案件につきましては、令和3年4月15日に、農地の一時転用許可が下りた農地であります。令和5年4月14日までに農地復旧予定ではありましたが、今回、1年間期間を延長し、令和6年4月30日までとしたいとの申請でございます。こちらの変更につきましては期間以外の変更はございません。以上でございます。

議長

それでは3月16日に農地転用現地調査を行った農業委員より調査結果を報告願います。藤原幸藏委員、佐々木博委員、佐藤俊孝委員で現地調査を行っておりますので、よろしくお願いいたします。

藤原幸藏委員

はい、議長。

議長

はい、10番、藤原幸藏委員。

藤原幸藏委員

はい、10番、藤原です。3月16日先ほど申し上げました佐々木博委員、それから佐藤委員3名で3か所の現地調査をしてみました。1-1、1-2につきまして私の方で意見を述べさせていただきます。

この資料の1-1、当該農地は令和5年2月20日に、農振農用地から除外された農地であります。町道西郷線から西側に、進入路を設置し、農家分家住宅を建設するものであり、その面積は最小限であると判断をいたしました。よって、転用はやむを得ないものと判断いたしました。

同じ場所でありますけども、分家住宅建設にあたって、上下水道管を敷設するため、一時転用するものであり、やむを得ないと判断をいたしました。これは、重機を通すために申請していただきました。以上です。

佐々木博委員

はい、議長。

議長

はい、8番、佐々木博委員。

佐々木博委員 はい、8番、佐々木です。私は番号3、●●さんの案件を説明いたします。当該農地は、令和5年2月20日に、農振農用地から除外された農地であります。町道細谷1号線から南側に進入路を設置し、農家分家住宅を設置するものであります。その面積は最小限であると判断されます。よって、転用はやむを得ないと判断いたします。以上です。

佐藤俊孝委員 はい、議長。

議長 はい、11番、佐藤委員。

佐藤俊孝委員 はい、11番、佐藤です。先ほど幸藏委員からお話ありましたように、藤原幸藏委員、それから佐々木博委員と私3人で、3月16日に、現地調査に行っていました。今回の内容は、これまで一時転用を承っていた場所でございます。

事業を継続するため、この場所以外の場所を選定していたようです。残念ながら、その転居先が確保できないという実態を出されまして、3人で現地をしっかりと見てまいりました。現地の状況とすれば、当初の事業計画に向けた内容の通りでございまして、仮設の事務所、資材置き場、駐車場、それらの敷地として一時転用されている実態であります。

意見の内容を申し上げたいと思います。転用事業の都合、新たな転居先を確保できていないという都合により、一時転用期間を1年間延長するものはやむを得ないというふうに考えております。以上の結果、この一時転用期間の延長はやむを得ないものと判断して参りました。以上です。

議長 その他、ご説明がございましたら。  
(「なし」の声あり)

議長 ないようですので、それでは質疑に入ります。  
質疑がありましたら挙手願います。

熊谷洋司委員 はい、議長。

議長 はい、5番、熊谷委員。

熊谷洋司委員 はい、5番、熊谷です。ちょっと確認なんですけれども、1番の分家住宅なんですが、1-2のですね、下水道管敷設のために、重機を通すためだけに限るんですか。この土地に下水管を入れるということではないですか。

藤原幸藏委員 はい、議長。

議長 はい、10番、藤原幸藏委員。

藤原幸藏委員 はい、10番、藤原です。あの土地に管を入れるということです。

熊谷洋司委員 入れるのであれば、これは一時転用じゃなく永久転用になりませんか。普通であればそういうのは後で撤去しないので。

佐藤俊孝委員 はい、議長。

議長 はい、11番、佐藤俊孝委員。



佐藤俊孝委員 はい、11番、佐藤です。今の状況はですね、農地でありまして、そこに住宅を建てようというところの最初の狙いで、そこに今の町道等に埋設される上下水道を住宅地に引き込みたい。水を引き込むときに、農地の下に埋設する場合もあれば、宅地、いろんな土地に埋設する場合があります。その場合、地上権等を設定する必要があるときは、今おっしゃられたような手続きも伴うんですが、自分の土地で、埋設後は農地として使うということですので、一時転用の許可でよろしいかと思えます。

議長 よろしいですか。

熊谷洋司委員 はい、よろしいです。

議長 他、質疑はございますか。

高原弘明委員 はい、議長。

議長 はい、12番、高原弘明委員。

高原弘明委員 はい、12番、高原です。番号1について確認します。今回の土地についてはこの一時転用分も含めると、357.8㎡ということになりまして、この転用の時期施設の概要の中の説明欄には実測値となって359.33㎡ということで、実測値の数値と土地の表示の数値が合わないから、多分、実測値という括弧書きで記載しているんだと思います。

この面積の違い、1.53㎡。この分については、農地の方の実測値が誤っているわけではないということを確認したい。つまり、この実測値の数値の違う部分っていうのは、この公図面積の雑種地のところの公図面積の数値が合わないという確認が取ればいいのであって、これが農地の方の実測数値があっていないということであれば、問題なので、その確認をしたいなということです。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 12番、高原委員のご質問にお答えいたします。議案の記載面積につきましては、登記上の面積となっております。畑、239㎡が農地転用する面積ということです。転用時期・施設の概要の、内農地359.33㎡につきましては実測値になっております。農地の登記につきましては小数点以下が切られておりますので、その部分での誤差になっております。以上でございます。

議長 よろしいですか。

高原弘明委員 はい、わかりました。

議長 他に質疑ございますか。

阿部江利子委員 はい、議長。

議長 はい、13番、阿部江利子委員。

阿部江利子委員 はい、13番、阿部です。確認なんですけれども、議案書、1-2の土地について、北郡山●●●●●●●●が田んぼになってるんですね。こちらの報告書の方の2枚目の1-2が、地目が畑で、現況が畑になってるんですけど、これは田んぼが間違いで畑でよろしいでしょうか。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 13番、阿部委員のご質問にお答えいたします。申し訳ございません。議案第2号の番号1-2の土地の表示につきまして田となっておりますが、畑に訂正していただければと思います。

阿部江利子委員 了解しました。

議長 他に質疑ございませんか。  
(「なし」の声あり)

議長 では質疑なしと認めます。  
討論に入ります。  
討論がありましたら挙手願います。  
討論ございませんか。  
(「なし」の声あり)

議長 それでは、討論なしと認めます。  
それでは、挙手により表決に入ります。  
議案第2号、農地法第5条の規定による農地の転用を伴う使用貸借権設定許可申請に対する意見決定について、許可する旨決するに賛成の委員の挙手を求めます。  
(挙手多数)

議長 挙手多数ですので、許可することに決めます。  
議案第3号、農地転用事業計画変更申請に対する意見決定について、許可するに決することに賛成の委員の挙手を求めます。  
(挙手多数)

議長 挙手多数ですので、許可相当として意見することに決めます。  
次に進みます。  
日程第13、議案第4号、農用地利用集積計画に対する意見決定についてを議題といたします。議題について、事務局より朗読させます。  
(議案第4号 朗読)

議長 補足説明を許します。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 議案第4号について事務局より説明させていただきます。番号1番につきましては、現在も借人が耕作している農地について、再度契約を結ぶものとなっております。使用貸借権設定とはなっておりますが、水利費については耕作者が負担することとなっております。以上でございます。

議長 それでは、質疑にはいりません。  
質疑がありましたら挙手願います。  
質疑ございませんか。

藤原幸藏委員 はい、議長。

議長 はい、10番、藤原幸藏委員。

藤原幸藏委員 はい、10番、藤原です。今も説明ありましたが、摘要欄のところですね。5番と6番について、10アール当たり1万円そして耕作者負担となっている。賃借料1万円で、しかも水利費も耕作者負担だと、耕作者負担は1万5000円ぐらいになる。記載誤りではないか。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 11番藤原委員のご質問にお答えいたします。前回の総会で、水利費については、どちらが負担するかという記載とすることでお話いただいておりますので、このような記載となっております。番号5番につきましては、水利費を含んで1万円ということで貸借する者で、耕作者が水利費を負担するというになっております。番号6につきましては、賃借料には水利費が含まれておらず、水利権を移動し、耕作者が直接水利費をお支払いするというごお届けいただいております。

議長 よろしいですか。

藤原幸藏委員 はい、議長。

議長 はい、11番、藤原幸藏委員。

藤原幸藏委員 はい、11番、藤原です。確認しますが、5番の●●●●さん。●●●●さんに借り賃として1万円を払いますと。水利費は●●さんがお支払いしますってということですね。この付近であれば、鹿妻の賦課金は、5,000円近くなるんですけども、●●さんは1万5000円を支払うということですよ。その確認です。

議長 休憩を取ります。

(15:07 休憩)

(15:15 再開)

議長 再開いたします。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 10番藤原委員のご質問にお答えいたします。申し訳ありません。訂正をお願いいたします。番号2番、3番、5番、こちらにつきまして水利費が耕作者負担と記載がありますが、誤りでございます。正しくは、所有者負担に訂正していただければと思います。今後は請求書がどなたに送られるか、どなたがお支払いされるかで記載したいと思います。

議長 よろしいですか。

佐々木昭英委員 はい、議長。

議長 はい、15番、佐々木昭英委員。

佐々木昭英委員 はい、15番、佐々木です。1番2番も、水利費は所有者負担でないですか。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 番号1番の案件につきましては、水利費は耕作者の名義に変更する予定となっておりますので、耕作者負担となっております。番号2番の案件につきましては、水利費を移動せずに所有者が水利費をお支払いするということになっておりますので、所有者負担となっております。

議長 よろしいですか。

佐々木昭英委員 はい。

議長 他に質疑ございますか。

熊谷洋司委員 はい、議長。

議長 はい、5番、熊谷洋司委員。

熊谷洋司委員 はい、5番、熊谷です。例えば1番、賃借料が10アール当たり0円になってますが、水利費は耕作者が負担するということですか。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 5番、熊谷委員のご質問にお答えいたします。番号1番の案件につきましては、使用貸借権の設定でございますので、賃料発生しないこととなっております。ただし、耕作者の方に水利費を移しますので、水利費については、耕作者負担ということとなっております。以上でございます。

議長 よろしいですか。

熊谷洋司委員 わかりました。

議長 他に質疑ございますか。

(「なし」の声あり。)

議長 それでは質疑なしと認めます。

討論に入ります。

討論がありましたら挙手願います。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

それでは挙手により表決に入ります。

議案第4、農用地利用集積計画に対する意見決定について、妥当な計画であるとして意見する旨決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

議長 挙手多数ですので、妥当な計画であるとして意見することに決めます。

次に進みます。

日程第14、議案第5号、令和5年度農作業標準賃金の設定についてを議題といたします。議題について、事務局より朗読させます。

(議案第5号 朗読)

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 それでは、令和5年度の作業標準賃金表を作るにあたりまして、検討した内容についてお知らせいたします。資料をめぐっていただきまして、令和5年度の作業標準賃金表、今年は両面刷りのものとしております。

例年ですと、1ページだけ、1枚ものというふうになっていましたが、重要な注意事項について文字が小さく、欄外に書いてあるという状況で非常に読みづらいものでしたので、文字を大きく間隔を少し開けて読みやすく、わかりやすくしたいということで、今回は両面刷りのものとして調整してごさいます。なお、標準額につきましても、標準賃金の検討会ということで、2月10日に会議を持っております。

ご意見をいただきましたのは、認定農業者の方の7名、町内の農事組合法人3法人の代表の方、それから公益の組織ということで、盛岡農業改良普及センター、地域指導課長様、それから岩手中央農業協同組合の矢巾地域営農センター所長代理兼米穀課長様にも出席いただいております。あとは会長、それから職務代理人、農政経済専門委員5名ということで、会議をして意見交換をしております。

まず、認定農業者の7名の方に、おおよその標準賃金、このぐらいがいいのではないかという意見を事前にいただいております。この意見の平均値を出しましたところ、令和4年のものよりも若干上がった金額で、平均値が出ましたので、その内容で、採用すればいいのではないかという意見が出たものです。それにつきましては1円単位は、まるめてごさいます。

それから、一番上の人力作業につきましては、令和4年10月20日から岩手県の最低賃金が時給854円となっておりますので、その単価を割らないようにということで計算しております。去年の単価が6,600円となっております。1日について8時間6,600円となっております、それを6,900円というふうに計算しております。

なお、これを8時間で割り返しますと、662.5円というふうになってごさいます。労働の賃金ですので、5というお金がないんです。1円未満という考え方にはなりませんので、単価としては、時給862円でそれ掛ける8にしますと、6,896円となりまして、6,900円から4円ほど少なくなります、賃金につきましては、切り捨ては許されておきませんが、切り上げる分については許されておきしますので、まとめて6,900円というふうになってごさいます。

その他のものにつきましては100円前後、令和4年度のものから単価が上がってごさいます。

それから乾燥調整につきましては、農協さんの方から、電気料など上がっているため、上げていただくように検討願えないかという話が、会議の中でごさいましたけれども、会議に参集して下さった皆さんからすると、あくまでも標準賃金なので、そのときどきの上がった下がったというものに左右されるのはどうかという考え方をいたしまして、昨年と同様の額になっておきります。そういう意味で、注意書きの一番上にごさいます燃料価格、電気料などが高騰した場合という文章ですが、去年は燃料価格等がという表現でした。

事務局

そこに電気料を加えまして、そのようなものが高騰などの一時的な要因で上がり下がりしたときのものについては、お互いに話し合ってくださいと、これはあくまでも標準の賃金表ですということでもとめてございます。

裏面については、主に畑作業の内容になってございます。

矢巾町の標準賃金ということで今回につきましては、昨年より若干上がったものはございますが、そんなに大きく、1割4割というような上がり方をしているということはあまりないものになってございます。大まかな方針としてはあくまでも標準であるという考え方でまとめております。

それから、昨年までは問い合わせ先という記載がございませんでした。

また、矢巾町農業委員会事務局ということで、農業委員に対する連絡についてもこちらにということで、そこも加えてございます。

空きスペースのところですが農業関係の注意書きいろいろと野焼きとか、記載した方がいいんじゃないかという話もございましたが、農業委員の範疇以外のものを書くことで、誤解を招いたり、あるいは農業委員が責任を取れない状態になっても困るんじゃないかという判断もありましたので、あくまでも農業委員の範疇で皆さんにお話できる範囲の内容でまとめてございます。その他の項目につきましては昨年から今年は変わってございません。

また、コンバインにつきましては、麦の作業をすると、刃の損耗が激しいのではないかという意見があったということで、先月ちょっと中間報告でお話ししましたけれども、今回は例年通りの考え方で、計算しております。若干上がった、全体的に若干上がったという印象の内容でまとめさせていただきます。以上、説明いたしました。

議長

それでは質疑に入ります。

質疑がございましたら、挙手願います。

白澤克美委員

はい、議長。

議長

はい、4番、白澤克美委員。

白澤克美委員

4番、白澤です。牧草作業なんですけど、ラップ1個（三重巻2,200円）となっておりますがこれはフィルム代も含んでいるのでしょうか。

事務局

はい、議長。

議長

はい、事務局。

事務局

ロール、ラップ作業は巻く作業のことをそもそも言っているのだから、込みという考え方です。

白澤克美委員

込みの場合ですが、大体1個、フィルム代が600円から800円ぐらいかかるはずなんです。それを引けば残るのは1,000円くらい。一般的に、近郊の農家を見れば、安いのかなと思われまして。

安い方がいいんですけど。ラップを片付ける、並べてほしいとなると、ローダーを持ってこなきゃ駄目だし、費用もかかる。これで2,200円じゃ、実際割に合わないはず。

事務局  
議長  
事務局

はい、議長。  
はい、事務局。

4番、白澤委員のご質問にお答えします。例えば、滝沢市の農作業標準単価表なんですけど、令和4年度の情報で申し訳ないんですけども、ラッピングマシンについて言うとフィルムと運送機械別で660円となっている。

葛巻市のトラクター作業っていうことで、ロールについて言うと3回巻き基準とするっていうことで、これは大きいのと小さいのっていうふうにはなってるんですけども、大体1,400円から2,000円という幅で、ロールとラッピングでっていうふうになっているので、むしろ近隣の酪農地帯から比べると、逆に高くなっております。ただ、作業効率とかを考えると全然違うと思います。滝沢市では、それこそ機械でまとめてやるので、そういう意味で言うと逆に山の方が作業としては安いということがございます。

白澤克美委員

絶対量が違うんで、コスト的には大規模と安いんですね。今言った通り、資材高騰で割と合わないという話がいっぱい出ていて、私は心配です。採算が合わないですよ。

事務局  
議長  
事務局

はい、議長。  
はい、事務局。

ご意見ありがとうございます。そういう意味ですと、表面の一番上の注意書きのところ、燃料価格と電気料などがっていうふうに書きましたけれども、ここに資材費も加えてもいいかと思えます。必要に応じて当事者間で話し合えないって話も聞かれるんですけども、そこはやっぱりお互い相談して、お互いが納得できる形で、標準賃金表を活用していただければいいので、そういう意味で言うと、ここ資材費も入れてもいいかもしれないなどちょっと話を聞いてと思いました。

資材費を入れて完成させたいと思います。ありがとうございます。

議長

他に質疑ございますか。  
(「なし」の声あり)

議長

質疑なしと認めます。  
それでは討論に入ります。  
討論がありましたら挙手願います。  
(「なし」の声あり)

議長

討論なしと認めます。  
それでは挙手により表決に入ります。  
議案第5号、令和5年度の作業標準賃金の設定について、原案の通り決するに賛成する委員の挙手を求めます。  
(挙手多数)

議長

挙手多数ですので、原案通り決定します。

議長

事務局の方から提案があった通り、注意書きの燃料費価格高騰のところに資材費も入れて確定していただければなと思いますので、お願いします。

次に進みます。

日程第15、議案第6号、農業委員会の事務局職員の任命についてを議題といたします。

議題について事務局より朗読させます。

(議案第6号 朗読)

議長

これについては人事案件ですので、質疑討論を省略して、挙手により採決に入りたいと思いますがご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

それでは、挙手により採決に入ります。

議案第6号、農業委員会事務局職員の任命について、原案の通り決するに同意する委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

議長

挙手多数ですので、原案の通り決します。

以上で議事の全てを終了しましたので、当会は閉会といたします。

皆様大変お疲れ様でございました。

(終了 15:38)



以上は、令和5年3月20日、矢巾町役場2-2会議室において開催された、令和5年第3回矢巾町農業委員会総会の経過及び結果であり、その相違なきことを証するためにここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 会 長

---

議事録署名人 番

---

議事録署名人 番

---

議事録署名人 番

---